

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成18年3月30日(2006.3.30)

【公表番号】特表2005-519181(P2005-519181A)

【公表日】平成17年6月30日(2005.6.30)

【年通号数】公開・登録公報2005-025

【出願番号】特願2003-574729(P2003-574729)

【国際特許分類】

C 08 L	95/00	(2006.01)
C 08 K	3/30	(2006.01)
C 08 K	5/14	(2006.01)
C 08 K	5/3415	(2006.01)
C 08 K	5/3477	(2006.01)
C 08 L	9/00	(2006.01)
C 08 L	53/02	(2006.01)

【F I】

C 08 L	95/00
C 08 K	3/30
C 08 K	5/14
C 08 K	5/3415
C 08 K	5/3477
C 08 L	9/00
C 08 L	53/02

【手続補正書】

【提出日】平成18年2月13日(2006.2.13)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

架橋アスファルト組成物の製造方法であって、

- ・アスファルト組成物を121(250°F)~221(430°F)の第1温度で、a)架橋性ポリマーとb)架橋助剤の存在下で加熱する工程；
- ・架橋開始剤を、182(360°F)を超える第2温度で添加する工程、及び得られた混合物を182~210(360°F~410°F)の温度で、完全な架橋を行うのに十分な時間攪拌する工程、

を含み、

前記架橋助剤が、100(212°F)以上の沸点を有する化合物であり、前記架橋助剤が、ジマレイミド化合物及びシアヌレート化合物から成る群から選ばれるものであり、及び、

前記架橋開始剤が、有機過酸化物から成る群から選ばれるものである、ことを特徴とする方法。

【請求項2】

前記架橋性ポリマーが、スチレン単位及び/又はブタジエン単位を含む(コ)ポリマーから成る群から選ばれるものである、請求項1に記載の方法。

【請求項3】

前記架橋性ポリマーが、ポリスチレンブロック及び／又はポリブタジエンブロックを含むポリマーから成る群から選ばれるものである、請求項2に記載の方法。

【請求項4】

前記架橋性ポリマーが、SBR、SBS及びBRから成る群から選ばれるものである、請求項3に記載の方法。

【請求項5】

前記架橋性ポリマーが、SBSの高分子量ラジアルポリマーである、請求項4に記載の方法。

【請求項6】

前記架橋助剤が、フェニレンジマレイミド、トリアリルシアヌレート及びイソシアヌレートから成る群から選ばれるものである、請求項1に記載の方法。

【請求項7】

前記架橋開始剤が、ジ-(t-ブチル-ペルオキシソプロピル)ベンゼン、1,5-ジエチル-2,5-ジ-(t-ブチル-ペルオキシ)-ヘキシン、t-ブチル クミルペルオキシド、ジクミルペルオキシド、1,5-ジメチル-2,5-ジ-(t-ブチル-ペルオキシ)-ヘキサン、ジ-(2-t-ブチルペルオキシプロピル-(2))-ベンゼン、n-ブチル 4,4-ジ-(t-ブチルペルオキシ)-バレレートから成る群から選ばれるものである、請求項1に記載の方法。

【請求項8】

架橋アスファルト組成物であって、

a) アスファルト組成物、及び

b) 架橋助剤の1種以上の残基を含む一つ以上の架橋を有し、更に、架橋開始剤の1種以上の残基を含むポリマーを含む架橋ポリマー、

とを含み、

前記架橋助剤が、100(212°F)以上の沸点を有する化合物であり、前記架橋助剤が、ジマレイミド化合物及びシアヌレート化合物から成る群から選ばれるものであり、及び、

前記架橋開始剤が、有機過酸化物から成る群から選ばれるものである、ことを特徴とする組成物。

【請求項9】

前記ポリマーが、スチレン単位及び／又はブタジエン単位を含む(コ)ポリマーから成る群から選ばれるものである、請求項8に記載の組成物。

【請求項10】

前記ポリマーが、ポリスチレンブロック及び／又はポリブタジエンブロックを含むポリマーから成る群から選ばれるものである、請求項9に記載の組成物。

【請求項11】

前記ポリマーが、SBR、SBS及びBRから成る群から選ばれるものである、請求項10に記載の組成物。

【請求項12】

前記架橋性ポリマーが、SBSの高分子量ラジアルポリマーである、請求項11に記載の組成物。

【請求項13】

前記架橋助剤が、フェニレンジマレイミド、トリアリルシアヌレート及びイソシアヌレートから成る群から選ばれるものである、請求項8に記載の組成物。

【請求項14】

前記架橋開始剤が、ジ-(t-ブチル-ペルオキシプロピル)ベンゼン、1,5-ジエチル-2,5-ジ-(t-ブチル-ペルオキシ)-ヘキシン、t-ブチル クミルペルオキシド、ジクミルペルオキシド、1,5-ジメチル-2,5-ジ-(t-ブチル-ペルオキシ)-ヘキサン、ジ-(2-t-ブチルペルオキシプロピル-(2))-ベンゼン、n-ブチル 4,4-ジ-(t-ブチル-ペルオキシ)-バレレートから成る群から選ばれるも

のである、請求項8に記載の組成物。